

女性委員会通信

247
2018.5.31

東京都港区新橋六 七 一 川口ビル六階
全国労働組合連絡協議会 女性委員会
TEL 〇三 五四〇三 一六五〇
FAX 〇三 五四〇三 一六五三

過労死促進の「高プロ」を残し

「働かせ方改悪」法案を衆院厚労委が強行採決!!

参議院では徹底審議で高プロは廃止、

時間外労働上限引下げ、均等待遇が実現する法改正を!

5月25日与党は一部野党を抱きこんで「働き方改革」法案の衆院厚労委員会採決を強行した。過労死の根絶を求めて遺影とともに委員会を見守る過労死家族の面前で、厚労委の高鳥委員長は「時間が来た」と混乱の中採決を強行したのだ。許し難い暴挙だ。強行採決への野党の抗議に急遽30日にも委員会で野党質疑が行われたが、25日の採決はそのまま、31日午後本会議で採決を行った。

この間の経過を簡単に振り返ってみる。裁量労働制の方が一般労働者より労働時間が短いという首相・厚労相答弁根拠がねつ造データであることが発覚し、政府は裁量労働制拡大を法案から削除したが、高プロ制度の削除には応じず4月27日「働き方改革一括法案」審議入りを強行した。

5月2日も野党不在のまま厚労委員会を開催、質疑時間を消化させた。5月9日から野党出席で審議、野党対案



5月31日昼、強行採決はするなと100名で声を上げた雇用共同アクション議員会館前行動

働き方改悪法案・・・ここが問題!

4月27日労働弁護団の院内集会より

「高プロ」は労働時間規制の破壊

働き方改革一括法案には「高プロ」という猛毒が入っている。スーパー裁量労働制と批判される「高プロ」は、ホワイトカラー・エグゼンプションの名前を変えただけ。労働基準法の労働時間規制を全く受けない労働者を作り出すものであり、労基法の破壊だ。

労働者には労働時間に関する何の権限も裁量もなくなる。24時間営業のコンビニのように、労働者に昼も夜もなく24時間、年中無休で働けという制度だ。

対象労働者も全く不明で「念頭にあるのは、金融商品の開発業務、金融商品のディーリング業務、市場アナリスト、コンサルタント、研究開発業務など」とされている。これは、現在の専門業務型裁量労働制の対象業務とかなり重なるもので、無意味な制度創設だ。

健康確保措置として、年104日、4週4日の休日を与えているが、4週28日の最後の4日間休日を与えれば、24日連続で24時間勤務を命じることも合法となり過労死倍増法だ。

労働基準監督官も使用者に長時間労働を是正指導できない。労基法の適用がない労働者だからだ。

「労働時間の上限規制」は不十分

労働時間の上限規制、特例で許される上限が1月100時間未満、月平均80時間以下にというのは、過労死認定基準であり余りにも長い。

もっと上限時間を下げなければならない。

も提出された。5月22日午前の参考人

質疑では、過労死家族の会の代表寺西笑子さんが高度プロ法は過労死を促進すると削除を求め、全労連岩橋副議長も高度プロ制度は現代の奴隷労働だ、残業上限は月45時間、年間360時間とすべきと求めた。連合神津会長も高度プロ制度は実施すべきでない」と表明。

しかし野党議員の質問に首相や厚労大臣はまともに応えず、審議の出発点である労働時間データは2割も不備が見つかり、強行採決の25日朝にもデータ不備が発覚、30日の委員会でもデータ不備が報告された。信じがたい状況だ。

22日午後と23日午後も過労死家族の会の皆さんが首相への面会を求めて官邸前で座り込みを実施、連合会長、全労連議長、全労協議長も激励に参加し、様々な組合が共に座り込んだ。

政府は過労死家族の声を聞け! 労働者の声を聞け!

厚労委員会で明らかになったポイント
特例の残業上限規制(単月100時間、2〜6カ月平均80時間)では月をまたげば30日間で150時間以上の残業が可能となること
高度プロ法の必要性について加藤大臣が意見を聞いたのは12名
4週4日の休日をまとめて取らせれば1日24時間労働を48日間連続することも可能

労働時間管理がされないため、亡くなっても労災認定も損害賠償請求も困難、死んだのは自己責任となり、「過労死」は減少と言つことになりにかねない
同一労働同一賃金と言いつながら、有期労働者をパート法の対象にするだけで、対象になるパート労働者は全体の15%に過ぎず、格差容認法になりにかねない

6月5日からは参議院厚労委員会での審議が始まる。雇用共同アクションでは委員会開催日(火・木)の昼の議員会館前行動と委員会傍聴に取り組み。みんなで廃案に追い込もう!

女性委員会学習会へご参加を!

とき 2018年6月8日(金)

18時30分

ところ 全労協事務所

内容 「種子 みんなのもの?」

それとも企業の所有物?」

DVD(40分)上映。

メルスモン製薬 労働審判異議申立て

島津さんが労働審判異議申立て・
本裁判提起記者会見

医薬品を製造・販売するメルスモン製薬から、14年勤続・19回もの雇用契約更新を重ねた実績をないがしろにされ、昨年9月15日、雇い止め・解雇された全国一般東京東部労組の島津葉子さん（労働相談支部）が、5月9日にだされた労働審判結果に異議を申し立て、5月16日、本裁判に移行しました。同日、菅野存・東部労組委員長、矢部明浩・同書記次長、原告代理人の河村健夫弁護士とともに東京地方裁判所で提訴手続きを終えた島津さんは、そのまま厚生労働省で記者会見に臨みました。

裁判所から下された労働審判の内容は、「島津さんと会社は、労働契約が2018年9月15日に終了したことを相互に確認する」「会社は、島津さんに対し解決金として300万円の支払う」というもの。

労働審判で一貫して復職あるのみと主張を展開してきた島津さんに金銭和解を押しつけているばかりでなく、肝心の解雇の法的位置づけにつきその判断を回避するという極めて不当かつ異例な中身でした。

現在安倍政権が目論んでいる「解雇の金銭解決」にも司法サイドから側面支援しかねない、著しく反社会的なし



4月中旬から労働法制改悪阻止！
全国キャラバンが取り組まれた(大阪市内)

るものと言わざるをえません。

島津さんは、会社で「会社による不当な扱いの撤回・復職だけを求めているのに、こんな結果になるなんて本当に悔しく思います。これからも雇い止めを撤回させ復職するまで闘い続けていきます」と改めてその決意を述べました。

皆さまのたゆまぬご支援、どうぞよろしくお願いいたします。



悔しさと我慢と感謝の2年半、 勝訴で喜びの涙！

櫻井愛さんにとって、どんなに待ち望んだ日だったに違いない。ユニオンネット・埼玉の門を叩いてから2年半が経過し、ようやく迎えた「判決の時」、相手側グロウバレー欠席のまま、石垣裁判長から、時間外手当等請求事件の判決主文は、「残業代159万2千982円及び151万円に対する年14.6%の延滞金に対する64万8千330円を支払え。原告のパワハラ・不当配転の損害賠償請求は棄却する。…」等の判決文が読み上げられました。

（4月27日）
（金）さいたま地裁にて）
あれだけ、労働審判、本裁判で一



全国一般三多摩労組 白百合クリーニング分会 争議解決へ！

2018年5月2日、中央労働委員会で和解が成立しました。

和解では分会長、副分会長の雇用条件、組合ニュースの配布の取り決め等、妥結ラインを上回ることができました。

全国一般三多摩労働組合白百合クリーニング分会は2014年7月に工場従業員、受付店舗パート従業員の仲間で労働組合を結成しました。

未払い残業代などの問題は改善を見ましたが、会社は2014年9月に店舗マネージャーの分会長、工場長であった副分会長に降格配転を行いました。2016年1月に都労委勝利命令が出ましたが、会社は中労委に再審申立てを行い係争が続きました

3年半に及ぶ係争でしたが、これまでに沢山の励まし



和解調印は午前1時過ぎに行われた。

のお言葉や支援があり乗り越える事ができました事を心より感謝申し上げます。これから新たに良好な労使関係のスタートとして邁進していきたいと思ひます。

貫して「当社には、櫻井さんに支払う残業代はない」と言っていたグロウバレーの言い分を打ち砕き、最後の判決で認めさせました。これは、パワハラと不当配転が客観的に証拠などが不足していたことで、棄却されたことは残念な気持ちですが、櫻井さん本人が、勝訴の気持ちを持ってきてことで、一安心しました。この場をお借りして、仲間の皆さんに、ご支援の感謝を申し上げます。ありがとうございます。



晴天の第89回メーデーは7500名、
元気に集会&デモを貫徹した

私のお気に入り

60歳で退職、その後再雇用で仕事を続けている私、若いころから趣味での登山、この年になって、してよよかったなと実感。今も楽しんで山登りをしている。仲間にも恵まれ仕事も遊びのために頑張っている自分が今あり、うれしい63歳です。

仕事、家庭と自分の趣味も続けられる人生っていいね！
国労広島 看護師

